

別表第三十六号（第 138 条第 2 項関係）

登録一般放送業務休止~~（変更）~~届出書

令和 2 年 5 月 2 0 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
住所 東京都千代田区霞が関2-1-2
(ふりがな)
氏名 いきほうけーぶるかぶしがいしゃ
域放ケーブル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう ゆうほう こうたろう
代表取締役社長 有放 光太郎
電話番号 03-5253-6111

登録一般放送の業務の休止について、放送法第 129 条第 2 項の規定により届け出ます。

登録番号	第 Z Z 0 9 9 9 号
登録年月日	平成 2 3 年 8 月 3 1 日
休止年月日及び休止期間	平成 2 4 年 6 月 1 日から平成 2 4 年 7 月 3 1 日まで 6 1 日間
変更理由	—

注 1 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること。

注 2 休止しようする場合については、加入者への周知方法等、具体的な対応計画等の資料を添付すること。

注 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

休止期間中において、当該休止に関する加入者への周知方法等（周知開始時期、周知する内容、休止期間中の料金の扱い、休止期間の前後・休止期間中の加入者の対応に対する社内体勢等）具体的な対応計画等をまとめた資料を添付すること。